

|                                                                                                                                              |                      |     |                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----|-----------------|
| 判決年月日                                                                                                                                        | 平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日 | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第 4 部 |
| 事 件 番 号                                                                                                                                      | 平成20年（ネ）第10011号      |     |                 |
| ○我が国が承認していない国（ベルヌ条約の締約国）の国民（団体）を著作者とする著作物（映画）について，我が国の著作権法上保護されるものではないが，当該映画を許諾なくテレビ放映することは，映画の利用により享受する利益を違法に侵害する行為に該当するとして，損害賠償請求を一部認容した事例 |                      |     |                 |

（関連条文）著作権法6条3号，民法709条

## 第1 当事者

- 1 控訴人朝鮮映画輸出入社（以下「控訴人輸出入社」という。）は、朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）の憲法に基づいて登録及び保護されている北朝鮮文化省傘下の行政機関である。
- 2 控訴人有限会社カナリオ企画（以下「控訴人カナリオ企画」という。）は、控訴人輸出入社との間で、同控訴人が著作権を有する北朝鮮の国内で製作された映画について、その日本国内における独占的な上映、複製及び頒布を、同控訴人が控訴人カナリオ企画に許諾することなどを内容とする映画著作権基本契約を締結した有限会社である。
- 3 脱退被控訴人は、放送法に基づくテレビジョン放送等を目的とする株式会社であった者である。
- 4 被控訴人は、放送法に基づくテレビジョン放送等を目的とする株式会社であり、原判決言渡後、脱退被控訴人から、放送事業等に係る権利義務を承継した者である。

## 第2 請求

- 1 控訴人輸出入社
  - (1) 著作権に基づく各映画の放送の差止請求（当審において差止対象映画を追加）
  - (2) 脱退被控訴人が各映画のうち本件映画の映像の一部を放映した行為につき、著作権の侵害を理由とする損害賠償請求（当審において請求減縮）
  - (3) 脱退被控訴人が各映画のうち本件映画の映像の一部を放映した行為につき、控訴人輸出入社が映画について有する法的保護に値する利益の侵害を理由とする損害賠償請求（当審において予備的に追加）
- 2 控訴人カナリオ企画
  - (1) 脱退被控訴人が各映画のうち本件映画の映像の一部を放映した行為につき、利用許諾権の侵害を理由とする損害賠償請求（当審において請求減縮）
  - (2) 脱退被控訴人が各映画のうち本件映画の映像の一部を放映した行為につき、控訴人カナリオ企画が映画について有する法的保護に値する利益の侵害を理由とする

損害賠償請求（当審において予備的に追加）

### 第3 本判決

本判決は、原判決（東京地方裁判所平成18年（ワ）第6062号，平成19年12月14日判決言渡）の理由をおおむね引用するほか，次のとおり判示して，控訴人輸出入社の上記第2の1の各請求及び控訴人カナリオ企画の上記第2の2(1)の請求はいずれも理由がないと判断したものの，控訴人カナリオ企画の上記第2の2(2)の請求は一部理由があると判断し，その限度で，控訴人カナリオ企画の請求を認容した。

#### 1 控訴人輸出入社の差止請求及び控訴人らの損害賠償請求（主位的請求）について

##### (1) 原判決の理由の主な訂正部分

ア 原判決16頁20行目から17頁7行目までを，次のとおり改める。

「(1) 控訴人輸出入社の差止請求は，同控訴人が北朝鮮の法人であり，また，北朝鮮の著作物についての著作権に基づく請求であるという点で，渉外的要素を含むものであるから，準拠法を決定する必要がある。

我が国が加入しているベルヌ条約5条(2)第3文は，「したがって，保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は，この条約の規定によるほか，専ら，保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。」と規定しているところ，この規定は，著作権の「保護の範囲」及び「著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法」という単位法律関係について，「保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる」という準拠法を定める抵触規則であると解される。そして，著作権に基づく差止請求の問題は，「著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法」であると性質決定することができるから，ベルヌ条約によって保護される著作物の著作権に基づく差止請求は，同条約5条(2)により，保護が要求される同盟国の法令，すなわち同国の著作権法が準拠法となる。もっとも，本件においては，北朝鮮の著作物が我が国との関係でベルヌ条約3条(1)(a)によって保護される著作物に当たるか否かが争われており，このような場合にベルヌ条約5条(2)の抵触規則を適用して準拠法を決定することができるのかどうか問題となり得るところである。しかしながら，ベルヌ条約の加盟国数は，平成20年12月現在，全世界163か国にも及んでおり，我が国とこれら多くの加盟国との間においては，著作権に基づく差止請求という法律関係については同条約5条(2)の定める抵触規則が適用されること，この抵触規則は，世界の多くの加盟国において適用される国際私法の規則となっていること及び著作権の属地的な性質からすれば，保護が要求される国の法令を準拠法とすることに合理性があること等に鑑みれば，ベルヌ条約で保護されない著作物についても，上記抵触規則を適用ないし類推適用して保護が要求される国の法令を準拠法と指定することが相当である。

したがって，ベルヌ条約によって保護される著作物に当たるかどうか争われている北朝鮮の著作物に係る著作権に基づく差止請求についても，ベルヌ条約5条(2)の定める抵触規則が適用ないし類推適用されるから，控訴人輸出入社の差止請求については，我

が国の著作権法が適用されると解すべきである。

また、控訴人らが損害賠償請求において主張する被侵害利益は、北朝鮮の著作物に係る著作権ないしその利用許諾権（以上、主位的請求）あるいは北朝鮮の著作物という知的財産の利用により享受し得る要保護性のある法的利益（予備的請求）であるという点で、いずれも渉外的要素を含むものであるから準拠法を決定する必要がある。上記法律関係の性質は不法行為であるから、準拠法については、法例 11 条 1 項（法適用通則法附則 3 条 4 項により、なお従前の例によつて、法例の規定が適用される。）によって決すべきである。そして、同条項にいう「原因タル事実ノ発生シタル地」は、控訴人らに対する権利ないし法的利益の侵害という結果が生じたと主張されている我が国であるというべきであるから、本件における損害賠償請求（主位的・予備的とも）については、民法 709 条が適用される。」

イ 原判決 26 頁 10 行目から 26 行目までを、次のとおり改める。

「もとより、多数国間条約の条項のなかには、ジェノサイド条約（「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約」）における集団殺害の防止（1 条）や拷問等禁止条約（「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」）における拷問の防止（2 条）のように、条約当事国間の単なる便益の相互互換の範疇を超えて、国際社会における普遍的な価値の実現を目的とし、国際社会全体に対する義務を定めたものが存在する。このように、条約上の条項が個々の国家の便益を超えて国際社会全体に対する義務を定めている場合には、その義務の主題である普遍的な価値が国際社会全体にとって重要性を持つものであるため、すべての国家がその保護に法的利益を持つことから、例外的に、未承認国との間でも、その適用が認められると解される。このように、当該条項が、個々の条約当事国の関係を超え、国際社会全体に対する権利義務に関する事項を規定する普遍的な価値を含むものであれば、あらゆる国際法上の主体にその遵守が要求されることになり、その限りでは、国家承認とは無関係に、その普遍的な価値の保護が求められることになる。」

## (2) 当審における控訴人らの主張に対する判断

### ア 多数国間条約に未承認国が加入した場合の国際法上の効力

(ア) 控訴人らは、多数国間条約上の権利義務が未承認国との間で原則として生じない旨の国際慣習法は存在しないこと、国際法学の通説によれば、未承認国が多数国間条約に加入した場合に、未承認国であることから当該国を承認しない国との間で当該条約上の権利義務の存在が直ちに否定されるものでもなく、むしろ、未承認国であっても当該国を承認しない国に対して条約上の義務を負うという理を一般的に表明する著名な国際法学者も存在すること、を理由に、原判決が、国家として承認されていない国は、国際法上一定の権利を有することは否定されないものの、承認をしない国家との間においては、国際法上の主体である国家間の権利義務関係は認められないと判断したことは、明らかに国際法の解釈を誤ったものであると主張する。

(イ) そこで検討するに、国家承認の性質及びその国際法上の効果については、これを定める条約及び確立した国際法規が存在するとは認められない。そして、証拠によれば、我が国は、北朝鮮を国家承認していないが、国家承認の意義については、ある主体を国際法上の国家として認めることをいうものと理解し、また、国際法上の主体とは、一般に国際法上の権利又は義務の直接の帰属者をいい、その典型は国家であると理解されていること、我が国政府は、北朝鮮を国家承認していないから、我が国と北朝鮮との間には、国際法上の主体である国家間の関係は存在しないとの見解を採っていることが認められる。当裁判所は、日本国憲法上、外交関係の処理及び条約を締結することが内閣の権限に属するものとされている（憲法 73 条 2 号、3 号）ことに鑑み、国家承認の意義及び我が国と未承認国である北朝鮮との国際法上の権利義務関係について、上記の政府見解を尊重すべきものと思料する。そうすると、未承認国である北朝鮮は、我が国との関係では国際法上の法主体であるとは認められず、国際法上の一般的権利能力を有するものとはいえない。もっとも、未承認国であっても、その政治的存在に基づいて限定した範囲では国際法上の権利能力を有するものと認めることができる。

以上を前提とすれば、原判決が、未承認国は、国際法上一定の権利を有することは否定されないものの、承認をしない国家との間においては、国際法上の主体である国家間の権利義務関係は認められないと判断したことは相当であり、この判断が国際法の解釈を誤ったものであるとする控訴人らの主張は採用することができない。

(ウ) なお、控訴人らは、多数国間条約上の権利義務が未承認国との間で原則として生じない旨の国際慣習法は存在しないとも主張する。この主張の趣旨は、未承認国は、原則として、承認をしない国家との間においては、国際法上の主体である国家間の権利義務関係は認められないことを前提としても、控訴人らの主張する上記国際慣習法が存在しない以上、北朝鮮が多数国間条約であるベルヌ条約に加入したことにより、同条約上の権利義務が我が国と北朝鮮との間に生じるとの主張であると解されるが、これを採用することはできない。その理由は、以下のとおりである。

すなわち、ベルヌ条約は開放条約（ベルヌ条約 29 条）であるから、所定の手続を践むことにより北朝鮮がベルヌ条約に加入することは可能であり、我が国は北朝鮮がベルヌ条約の加盟国であることまで否定できるものではない。しかしながら、北朝鮮がベルヌ条約に加入することと我が国が北朝鮮を国家承認することとは別個の問題である（この点は、控訴人らも、前記のとおり、国際法学の通説として、未承認国の多数国間条約への加入は直ちに既加盟国による黙示の国家承認を意味するものではないと主張するところである。）から、北朝鮮がベルヌ条約の加盟国であるとしても、我が国との関係では依然として未承認国であることに変わりはない。そうすると、未承認国は、原則として、承認をしない国家との間においては、国際法上の主体である国家間の権利義務関係は認められないことを前提とする限り、我が国と北朝鮮との間にベ

ルヌ条約上の権利義務関係が生ずることはないはずであるが、それにもかかわらず、北朝鮮のベルヌ条約加入により、我が国と北朝鮮との間にベルヌ条約上の権利義務関係が生ずるというのは、結局、ベルヌ条約への加入をもって我が国の国家承認があったのと同視するのに等しいのであり、このことは、北朝鮮がベルヌ条約に加入することと我が国が北朝鮮を国家承認することとは別個の問題であるとの前提に反するものである。そして、このような結論に至ることは、控訴人らの主張に係る国際慣習法の存否に関わらないことである。

したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

#### イ ベルヌ条約における著作権保護の意義

控訴人らは、ＴＲＩＰＳ協定９条１項が、主権国家のみならず、ベルヌ条約を批准することが不可能な独立の関税地域にまでベルヌ条約の適用範囲を広げているのは、ＷＴＯが著作権の保護を国際社会全体における普遍的な価値を有するものと考えていることの表れであり、著作権の保護が国際社会全体における普遍的な価値を有しているものとしてベルヌ条約を締結した国家間においては、国家承認の有無にかかわらず、同条約に基づく義務及び責任を負うと主張する。

しかしながら、ＴＲＩＰＳ協定を含むＷＴＯ協定は、ベルヌ条約の一定の条項を遵守する義務を定めるＴＲＩＰＳ協定９条１項に限って独立の関税地域がＷＴＯ協定の加盟国となることを認めているわけではなく、ＷＴＯ協定自体について独立の関税地域が加盟国となることを認めているのであるから、ＷＴＯ協定の一部であるＴＲＩＰＳ協定がベルヌ条約の一定の条項を遵守する義務を定め、これが独立の関税地域について適用されとしても、そのことから直ちにＷＴＯが著作権の保護を国際社会全体における普遍的な価値を有するものと考えていたと推認することはできない。そして、ベルヌ条約の解釈上、著作権の保護が国際社会全体における普遍的な価値を有するものであると解することができないことは、引用に係る原判決が説示するとおりである（原判決２７頁１７行目から２８頁１７行目まで）。

したがって、控訴人らの上記主張を採用することはできない。

#### ウ 著作権法６条３号の適用

控訴人らは、著作権法６条３号の適用においては、北朝鮮がベルヌ条約の加盟国か否かを認定し、これが認定できれば、北朝鮮の国民の著作物について著作権法上の保護が認められると判断すべきであると主張する。

しかしながら、前記アに説示したとおり、ベルヌ条約の加盟国であったとしても、我が国が当該加盟国を国家承認していなければ、当該加盟国と我が国との間にベルヌ条約上の権利義務関係が生じないのであるから、単に北朝鮮がベルヌ条約の加盟国であると認定できるというだけでは、北朝鮮の国民を著作者とする著作物が、著作権法６条３号の「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」に当たると判断することはできない。

したがって、原判決が、北朝鮮の著作物の著作権法６条３号の該当性は、我が国が未

承認国である北朝鮮に対してベルヌ条約上の義務を負担するか否かの問題に帰着するとし、その検討の結果、ベルヌ条約により我が国が北朝鮮の著作物を保護する義務を負うとは認められないから、北朝鮮の著作物は著作権法 6 条 3 号所定の著作物に該当しないと判断したことは正当であり、控訴人らの上記主張は採用することができない。

## 2 控訴人らの損害賠償請求（予備的請求）について

前記 1 で説示したとおり、本件各映画著作物は著作権法の保護を受ける著作物には当たらないところ、仮に本件各映画著作物に対して著作権法に基づく保護が与えられないとしても、控訴人らは、同著作物の利用について民法 709 条の法律上保護される利益を有しており、脱退被控訴人による本件無許諾放映は、控訴人らの有する法的利益を侵害するものとして不法行為を構成すると主張するので、以下、この点について検討する。

(1) 前記争いのない事実等に証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められ、これに反する証拠はない。

ア 控訴人輸出入社は、北朝鮮文化省傘下の行政機関であり、同省により、同控訴人は「映画輸出及び輸入、映画合作及び注文製作、技術協力」に関する事業権限を有し、北朝鮮映画の著作権及び版權を保有することが確認されている。

イ 控訴人輸出入社と控訴人カナリオ企画は、平成 14 年 9 月 30 日、控訴人輸出入社が著作権を有する北朝鮮映画について、控訴人カナリオ企画に対し、日本国内における上映、複製及び頒布する権利を独占的に許諾することなどを内容とする本件映画著作権基本契約を締結した。同契約においては、上記のとおり、控訴人カナリオ企画に許諾された権利は「上映、複製及び頒布」とされていたが、実際には、同控訴人は、上記契約に基づき、控訴人輸出入社から利用許諾を受けた北朝鮮映画について、テレビ局が放送で利用することについても有償で許諾をしており、上記契約により控訴人輸出入社が控訴人カナリオ企画に許諾した権利は「放送」をも含むものであった。

ウ 控訴人輸出入社は、平成 18 年 11 月 1 日、フランスの映画会社との間で北朝鮮映画 4 作品について、期間、地域等を限定して版權を売買する旨の契約を締結し、そのオリジナルフィルムの複製物を上記映画会社に提供した。この契約の対象となった映画作品には、本件映画著作権基本契約の対象でもある 1972 年に北朝鮮国内で製作された劇映画「花を売る少女」が含まれていた。

エ 本件映画は、1978 年に北朝鮮国内で朝鮮芸術映画撮影所により製作された 2 時間を超える劇映画である。控訴人輸出入社は本件映画のオリジナルフィルムを所有し、控訴人カナリオ企画は、本件映画著作権基本契約に基づき、その複製物の提供を受け、日本国内における利用許諾に使用するため、これを管理している。

オ 本件無許諾放映は、脱退被控訴人の「スーパーニュース」と題する報道番組中で行われたもので、「知りすぎた美人女優」のタイトルの下、映画を通じての北朝鮮国民に対する洗脳教育との視点から、本件映画の主演女優が本件映画の製作状況等についての思い出を語る全体約 6 分の放映であり、そのうち約 2 分強に本件映画の映像が使用されたも

のである。

カ 控訴人カナリオ企画は、平成１６年２月２７日、株式会社日本スカイウェイとの間で、本件各映画著作物に含まれる劇映画２作品について、これをビデオカセット及びＤＶＤに複製した商品を販売することなどを内容とする利用許諾契約を締結したが、脱退被控訴人らが本件無許諾放映をしたため、北朝鮮映画に対する法的保護の有無について疑義が生じ、上記契約に基づくビデオカセット及びＤＶＤの販売ができない状況となっている。

- (2) 上記(1)の認定事実によれば、本件映画は２時間を超える劇映画であり、その内容等に照らし、相当の資金、労力、時間をかけて創作されたものといえるから、著作物それ自体として客観的な価値を有するものと認められる。また、北朝鮮文化省は、控訴人輸出入社が北朝鮮映画の著作権を保有するものであるとしていること、控訴人輸出入社は、本件映画のオリジナルフィルムを所有し、その複製物を控訴人カナリオ企画に提供していること、控訴人輸出入社は、本件映画著作権基本契約の対象でもある１９７２年に製作された劇映画「花を売る少女」について、著作権者としてフランスの映画会社と版權の売買契約を締結し、その複製物を同映画会社に提供していること等の事実を総合すれば、本件映画が製作された１９７８（昭和５３）年当時とはともかく、遅くとも本件映画著作権基本契約が締結された平成１４年当時には、控訴人輸出入社は北朝鮮国内において本件映画を独占的に管理支配していたものと推認することができる。

そして、控訴人カナリオ企画は、本件映画著作権基本契約に基づき、控訴人輸出入社から本件映画を含む本件各映画著作物について、日本国内における上映、複製、頒布及び放送についての独占的な許諾権を付与され、本件映画の複製物の提供を受けていたことからすれば、控訴人カナリオ企画は日本国内において本件映画の利用について独占的な管理支配をし得る地位を得ていたものと認めることができ、このことに、本件映画が上記のとおり著作物として客観的な価値を有するものであり、経済的な利用価値があること、控訴人カナリオ企画は、放送局に対して本件各映画著作物に属する作品の放送を許諾することにより現実に利益を得ていたことを併せ考慮するならば、控訴人カナリオ企画が上記地位に基づいて本件映画を利用することにより享受する利益は、法律上の保護に値するものと認めるのが相当である。

これに対し、控訴人輸出入社は、日本国内に営業所等を一切有しておらず、本件各映画著作物の日本国内における利用は専ら控訴人カナリオ企画に委ねられ、同控訴人に対し、自らは利用に関する権利を行使しないことを約していることからすれば、控訴人輸出入社については、本件映画の日本国内における利用について法律上保護に値する利益を有するものとは認められない。

- (3) そこで、以上に説示したところを前提とし、さらに進んで、脱退被控訴人による本件無許諾放映が、控訴人カナリオ企画が本件映画の利用により享受する利益に対する違法な侵害に当たるかどうかにつき、検討する。

ア 本件映画は、控訴人カナリオ企画が管理支配をしているそれ自体が客観的な価値を有し、経済的な利用価値のある映画であり、その製作に当たっては相当の資金、労力、時間を要したものであること、控訴人カナリオ企画は、北朝鮮がベルヌ条約に加入した後も、控訴人輸出入社から利用許諾を得た本件各映画著作物に含まれる作品について、テレビ番組における放映を許諾し、使用料を得ていたものであり、本件映画についても、利用許諾をすることにより使用料収入を得られる作品であると推認できること、控訴人カナリオ企画は、本件無許諾放映により本件各映画著作物に含まれる作品のビデオカセット及びＤＶＤの販売ができない状況になっていること、本件無許諾放映は、報道を目的とするニュース番組の中で行われたものであるが、脱退被控訴人にとってはスポンサー収入の対象となる営利事業であること、本件無許諾放映の時間は１２８秒間であり、本件映画全体の上映時間からすれば、わずかな一部の利用といえなくもないが、約６分間のテレビ番組中で２分間を超える放映をすることは、それ自体としては相当な時間の利用であるといえること等の事実を照らすならば、脱退被控訴人が控訴人カナリオ企画に無断で営利の目的をもって本件無許諾放映をしたことは社会的相当性を欠く行為であるとの評価を免れず、本件無許諾放映は、控訴人カナリオ企画が本件映画の利用により享受する利益を違法に侵害する行為に当たると認めるのが相当である。

イ これに対し、被控訴人は、著作権法により保護されない著作物は原則として自由に利用できるものであり、仮にその利用について一般不法行為が成立する余地があるとすれば、著作物の単なる利用に止まらず、公序良俗違反といえる程に強い反社会性や違法性を有する場合に限定されるべきであると主張する。

しかしながら、著作物は人の精神的な創作物であり、多種多様なものが含まれるが、中にはその製作に相当の費用、労力、時間を要し、それ自体客観的な価値を有し、経済的な利用により収益を挙げ得るものもあることからすれば、著作権法の保護の対象とならない著作物については、一切の法的保護を受けないと解することは相当ではなく（なお、被控訴人は、著作権法により保護されない著作物の利用については不法行為法上の保護が及ばないとするのが立法者意思である旨主張するが、かかる立法事実を認めることはできない。）、利用された著作物の客観的な価値や経済的な利用価値、その利用目的及び態様並びに利用行為の及ぼす影響等の諸事情を総合的に考慮して、当該利用行為が社会的相当性を欠くものと評価されるときは、不法行為法上違法とされる場合があると解するのが相当である。

したがって、不法行為が成立するのは著作物の利用が公序良俗に反する場合に限定されるとの被控訴人主張は採用することができない。

- (4) 脱退被控訴人は、平成１５年２月１１日放送の「スーパーニュース」における北朝鮮制作映画の使用について、控訴人カナリオ企画に使用許可を求め、その対価として１８万９０００円（税込み）を支払った。しかし、北朝鮮がベルヌ条約に加入したことに伴い、文化庁が我が国は北朝鮮に対しベルヌ条約上の保護義務を負わないとの見解を表明したこと

から、今後は同見解に従い、北朝鮮著作物について何らの制限や留保条件もなく使用する旨を控訴人カナリオ企画に通告したことが認められる。以上の経緯に照らすならば、脱退被控訴人は北朝鮮著作物の有する経済的価値を認めていたものの専らベルヌ条約の解釈のみに依拠して本件無許諾放映に及んだものであるから、少なくとも過失があることを免れることはできないものというべきである。

- (5) 以上に検討したとおり、本件無許諾放映は控訴人カナリオ企画に対する不法行為を構成するものと認められるところ、控訴人らは、本件無許諾放映により許諾料相当額の損害を被ったと主張する。

しかしながら、許諾料相当額の損害は、排他的な利用権である著作権の侵害があった場合に認められるものであり、著作権法による保護が認められない本件映画について、著作権の認められる著作物と同様の損害を認めることは相当ではない。そして、本件における控訴人カナリオ企画の損害は、その性質上その額を立証することが極めて困難なものに当たると認められるから、民事訴訟法248条を適用し、金10万円をもって損害額と認める。

また、本件事案の性質、難易、認容額その他本件に現われた諸事情を考慮すれば、脱退被控訴人の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用の損害は、金2万円と認めるのが相当である。

- (6) 以上によれば、控訴人カナリオ企画の予備的損害賠償請求は、金12万円及びこれに対する不法行為の後である平成18年3月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

また、控訴人輸出入社の予備的損害賠償請求は、前記のとおり、被侵害利益の存在が認められないから、その余の点につき検討するまでもなく、理由がない。